

川崎市公告第1309号

公募型プロポーザル方式について次の通り公告します。

令和8年10月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

小黒恵子童謡記念館貸付事業

2 貸付対象施設の概要

貸付対象施設は、市が所有する小黒恵子童謡記念館の土地、建物及び付随する設備及び物品などで、これらを活用した事業運営を希望する事業者に貸し付けるものとする。

(1) 名称：小黒恵子童謡記念館

(2) 位置：川崎市高津区諏訪3丁目13番8号

3 貸付期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 応募資格

(1) 川崎市内に本社又は事業所を有する法人

(2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

(4) 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。

(5) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者。

(7) 団体又はその代表者が本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者。

(8) コンプライアンスに関する規定(行動指針や推進体制等、コンプライアンスに関する基本事項を定めたもの)を有している者。

5 運営の条件

童謡記念館の運営にあたっては、「童謡文化体験の場」と「地域の憩い、交流の場」の2つをコンセプトとし、運営の条件を次のとおりとする。

- (1) 童謡記念館としての運営
- (2) 市民利用施設としての運営
- (3) 地域及び市との連携
- (4) 施設の維持管理
- (5) 展示物及び資料の取扱
- (6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件に従うこと。

6 運営に係る補助金

補助対象経費及び補助金上限額等は、市ホームページ上に掲載する「小黑恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」を参照すること。

7 申請手続

(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催

ア 開催日

令和8年10月16日（金）

イ 会場

小黑恵子童謡記念館

ウ 申込期間

令和8年10月9日（金）午後5時まで

エ 申込方法

電子メール（着信確認を要する。）

メール 25bunka@city.kawasaki.jp

(2) 事業及び申請書類等に関する質問

ア 提出期間

令和8年10月20日（火）から10月22日（木）午後5時まで

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室（所在地等は10を参照）

ウ 提出方法

電子メール（着信確認を要する。）

メール 25bunka@city.kawasaki.jp

エ 回答

質問に対する回答は、10月30日（金）までに質問者に電子メールで送付するとともに、内容を市ホームページに掲載する。

(3) 参加意向申出書の提出

ア 提出期間

令和8年10月26日（月）から11月2日（月）午後5時まで

- イ 提出場所
 - 7 (1) イと同様
- ウ 提出書類
 - 参加意向申出書（様式1）
- エ 提出方法
 - 電子メール（着信確認を要する。）
 - メール 25bunka@city.kawasaki.jp

8 申請書類の提出

- (1) 提出期間
 - 令和8年11月9日（月）から11月11日（水）午後5時まで（持参の場合は閉庁日を除く。郵送の場合は必着）
- (2) 提出場所
 - 7 (1) イと同様
- (3) 提出方法
 - ア 電子メール（着信確認を要する。）
 - イ 持参もしくは郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る。）
- (4) 申請書類
 - ア 貸付予定期間に属する令和9年度から令和13年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る事業計画書
 - イ 貸付予定期間に属する令和9年度から令和13年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る収支予算書及び経費見積書（様式3）
 - ウ 団体概要
 - (ア) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 令和6年度及び令和7年度における法人等の事業実績書
 - (ウ) 令和6年度及び令和7年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - (エ) 令和5年度、令和6年度及び令和7年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書
 - (オ) 役員名簿及び履歴書
 - (カ) 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧（様式4）
 - (キ) 共同事業体にあつては、基本合意書（損失の負担配分割合・利益の配分割合等のわかるもの）
 - (ク) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (ケ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (コ) 過去2年間の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）
 - (サ) 過去2年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書

(申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)

エ 宣誓書(様式5)

オ 暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書に基づく個人情報
情報の外部提供同意書(様式6)

カ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式7)

キ コンプライアンスに関する規定(行動指針や推進体制等、コンプライアンス
の取組に関する基本事項を定めたもの)(様式8)

ク 類似施設の運営実績を記載した書類(様式任意)

9 運営事業者の選定

(1) 審査基準

ア 施設の管理運営内容について

イ 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について

ウ 申請者自身についての評価

エ 申請者の取組みに関する事項

(2) 選定手続

ア 資格審査

イ 書類審査

ウ プレゼンテーション(日程等は決定次第、参加者に通知)

10 提出場所・お問い合わせ先

川崎市市民文化局市民文化振興室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 21階

電話 044-200-2444

FAX 044-200-3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp

11 その他

(1) 「小黒恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」及び各様式については、市ホームページ上に掲載する。

(2) 詳細は、「小黒恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」を参照すること。

(3) 申請書類等作成に伴う費用は、申請者の負担とする。